

営業時間短縮要請を行う施設（具体例）

●対象区域：仙台市内

●協力依頼内容：

①午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）

※法に基づかない任意の協力のお願い

②入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気

③業種別ガイドラインの遵守

●以下の施設は、「**感染拡大防止協力金**」の対象となりません。

令和3年4月3日更新

種類	施設
運動施設、遊技場	体育館、屋内・屋外水泳場、屋内のゴルフ練習場、屋内のバッティング練習場、屋内の卓球場、ボウリング場、スケート場、屋内のスノーボード練習場、柔剣道場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、ビリヤード、テーマパーク、遊園地等
劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場 等
集会場等	集会場、公会堂、宴会場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、研修所 等
展示場	展示場（住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの） 等
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）、旅館（集会の用に供する部分に限る） 等
遊興施設等 （遊興施設のうち、食品衛生法上の営業許可を取得している施設は、時短要請対象となる場合あり）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、個室付浴場業に係る公衆浴場、性風俗店、アダルトショップ、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ（飲食スペースの部分に限る）、漫画喫茶（飲食スペースの部分に限る）、猫カフェ、カラオケボックス、射的場、ライブハウス、場外馬（車・舟）券場 等
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）	生活必需品物資販売施設（卸売り市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需品売場、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、文房具屋等）以外の店舗
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）	生活必需サービス（保健・医療・福祉、住宅、宿泊、交通、金融、官公署、メディア、葬儀場、銭湯、獣医、美容院、ランドリー、ゴミ処理関係等）以外の店舗